東御市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金　事前チェックシート

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前相談日 | 年　　月　　日 | 申請者現住所 | 東御市 | 申請区分 | 単身・世帯 |
| 申請者氏名 |  | 該当区分※1（いずれかに○） | ア：一般就業（マッチングサイト）　イ：専門人材ウ：テレワーカー　エ：関係人口　オ：創業 | 世帯の場合うち18歳未満の人数（　　）人 |
| 現在の就業先会社名 |  | 現在の就業先住所 |  |

* すべてにチェックが入らない場合（就業区分についてはいずれか1つ）は、
 申請することができません。

| 項目 | 内容 | チェック | 必要書類（以下の書類を準備できない場合は、申請することができません） |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 東御市へ移住して1年以内の申請であるか。★移住日は住民票記載の「転入日」です。 | □ | * 様式第1号　移住支援金交付申請書兼実績報告書
* 様式第1号の2　移住支援金に関する個人情報の取扱い
* 様式第1号の3　移住支援金の交付申請に関する誓約書

|  |  |
| --- | --- |
| 東御市への転入日 | 令和　　年　　月　　日 |

 |
| 継続居住 | 申請日から5年以上継続して居住して意思を有しているか。 | □ |
| その他の要件 | 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないか。 | □ |
| その他の要件 | 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。 | □ |
| 移住元居住 | 移住前の10年のうち、三大都市圏（※2）に通算5年以上、住んでいたか。また移住する直前に連続して1年以上、三大都市圏に住んでいたか。 | □ | * 左記の移住前の居住期間がわかる住民票・住民票の除票・戸籍の附票等（世帯での申請の場合は、帯同する家族全員が書かれているもの）
 |
| 都道府県と市区町村 | 期間 |
|  | ～ |
|  | ～ |
|  | ～ |
|  | ～ |
| 移住元就業 | 移住前の10年のうち、三大都市圏で通算5年以上、就労していたか。また移住する直前に連続して1年以上、就労していたか。企業等に就業していた場合は、雇用保険の被保険者であったか。 | □ | 左記の就業期間がわかる証拠書類①雇用保険の被保険者として雇用されていた場合* 雇用保険の被保険者であった期間が書かれた退職証明書
* 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

②法人経営者又は個人事業主であった場合* 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
* 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

③ 通算期間に通学期間を通算する場合* 卒業証明書その他在学期間や卒業校の所在地を確認できる書類

④テレワークの場合* 現在の就業先の雇用保険被保険者証の写し
 |
| 就業の種類（いずれかに○） | 期間 |
| 学生・被保険者法人経営・個人事業 | ～ |
| 学生・被保険者法人経営・個人事業 | ～ |
| 学生・被保険者法人経営・個人事業 | ～ |
| 学生・被保険者法人経営・個人事業 | ～ |
| 就業区分ア～エのいずれかに該当すること。 | ア：一般就業（マッチングサイト）（以下のすべてに該当すること）1. 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
2. マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。
3. 就業者が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業等でないこと。
4. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業していること。
5. 企業等への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
6. 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
7. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 | □ | * 様式第2号　就業証明書（就業先が作成・押印）

※マッチングサイトの求人管理番号・応募日・就業日

|  |  |
| --- | --- |
| 求人管理番号 |  |
| 応募日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 就業日 | 令和　　年　　月　　日 |

 |
| イ：専門人材（以下のすべてに該当すること）内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内で就業し、以下に該当するもの1. 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
2. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に在職していること。
3. 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
4. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
5. 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
 | □ | * 様式第2号　就業証明書（就業先が作成・押印）

|  |  |
| --- | --- |
| 就業日 | 令和　　年　　月　　日 |

 |
| ウ：テレワーカー（以下のすべてに該当すること）1. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。
2. 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。
 | □ | * 様式第2号の2　就業証明書（就業先が作成・押印）
 |
| エ：関係人口（以下の(1)～(3)のすべてに該当すること）(1) 関係人口条件（以下のいずれかに該当すること）1. 東御市に通学、通勤又は居住をしたことがある者
2. 東御市にふるさと納税をしたことがある者
3. 東御市の移住施策に参画したことがある者

(2) 就業先（以下のいずれかに該当すること）1. 長野県UIJターン就業・創業支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領第5の2(1)に掲げる要件（※３）のいずれにも該当する企業等
2. 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業（※４）

(3) 労働条件（以下のすべてに該当すること）1. 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
2. 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。
3. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に在職していること。
4. 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
5. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 | □ | * 関係人口であることを証明できる書類
* 様式第2号の3　要件証明書（就業先が作成・押印）

|  |  |
| --- | --- |
| 就業日 | 令和　　年　　月　　日 |

 |
| オ：創業県による創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決定の日から1年以内になされたものであること。 | □ | * 長野県が発行する創業支援金交付決定通知の写し
 |

※1　該当区分については、東御市ホームページをご確認ください。

※2　三大都市圏…東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府

※3　長野県UIJターン就業・創業支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領第5の2(1)に掲げる要件にてついては、以下のとおりです。

|  |
| --- |
| 1. 官公庁等(\*1)（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
2. 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額がおおむね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
3. みなし大企業(\*2)でないこと。ただし、(2)の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、\*2の要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
4. 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等(\*3)であること。
5. 本店所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
6. 雇用保険の適用事業主であること。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
8. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
9. 未納の県税徴収金がないこと。

\*1 株式会社や一般社団法人等であっても国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている場合は「官公庁等」に含む。\*2 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人\*3 医療法人、社会福祉法人、NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。 |

※4　長野県ホームぺージ　職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業一覧（<https://nagano-advance.jp/company-info/advance-company/>）に掲載されている企業

返還について

以下のいずれかの要件に該当した場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

要件を確認するため、申請から1年毎（最大5年間）毎年居住および就業状況について、確認を行います。

■全額返還

次の1から4までのいずれかに該当する方

1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
2. 申請日から3年以内に、東御市外に転出したとき
3. 申請日から3年以内に、補助金の要件を満たす職を辞したとき
4. 創業支援金の交付決定を取り消されたとき

■半額返還

次のいずれかに該当する方

* 申請日から3年以上5年以内に、東御市外に転出したとき
* 申請日から3年以上5年以内に、補助金の要件を満たす職を辞したとき

■返還の請求を行わない場合

* 雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合
* 引き続き市内に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いた場合